

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かつて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することとの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人の権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に對して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に對して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十一条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を提出しなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」とい

う。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十五条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第十六条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第十七条 都道府県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第十八条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第十九条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十一条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十二条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十三条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十四条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

第二十五条 市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、以下のとおりの基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(都道府県男女共同参画計画)

(所掌事務)

第二十二条

- 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
- 男女共同参画基本計画に関する事項を処理すること。
 - 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 前二号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条

会議は、議長及び議員二十四人以内をもつて組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもつて充てる。

2 (議長)

議長は、会務を總理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 男女共同参画社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
- 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (資料提出の要求等)

前条第一号の議員は、再任されることができる。

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- (政令への委任) 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

第二十八条

この章に定めるものほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条

男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条

前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

- この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- この法律の施行の際に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 (略)

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月一二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日